

## 林政審議会答申案「今後の国有林野の管理経営のあり方について」に対する意見の概要

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 1 募集期間  | 平成23年11月9日(水)～平成23年11月22日(火)の14日間 |
| 2 提出者数  | 25件(個人16件、団体・法人9件)                |
| 3 意見項目数 | 重複を排除し、22項目                       |
| 4 処理状況  |                                   |

処理結果の区分	項目数	提出意見の例(概要)
1 要旨を取り入れているもの	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民の安全・安心のため一層効果的な治山対策を実施すること。</li> <li>○国有林が民有林の先導的役割を果たすための連携の必要性、事業、組織、要員等すべて一体的に一般会計化すること。</li> <li>○今後の債務返済にあたっては、利子補給制度を維持した上で、新たな国民負担の増とならないよう着実に返済すること。</li> </ul>
2 修正するもの	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「Ⅲ今後の国有林野の管理経営のあり方について、1 基本的考え方、(2)今後の国有林野の管理経営についての基本的な方向」に、違法伐採に対する断固たる方針を明記し、項目として具体的な対応策を示すべき。</li> <li>○日本の広葉樹林については、人工林のようなデータが存在せず、多様な樹種がありながら成長指数は1つしかないなど、適正な管理の為のバックデータが整っていない。また、広葉樹施業法も確立しておらず、今後こうしたデータや施業が確立することが望ましい。</li> </ul>
3 今後の検討課題等	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県における林業事業体の登録・評価の仕組みの導入を踏まえ、国有林においても優良な事業体が正当に評価される登録・評価制度を導入すること。</li> <li>○地球温暖化対策税の用途を拡充するなどにより、森林・林業再生プランの推進、森林整備の推進に必要な予算の確保を図ること。</li> </ul>
合計	22	

林政審議会答申案「今後の国有林野の管理経営のあり方について」に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数(重複を排除し22項目)

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1:趣旨を取り入れているもの | (14項目) |
| 2:修正するもの       | (2項目)  |
| 3:今後の検討課題等     | (6項目)  |

該当箇所	意見の要旨(集約)	処理の結果	処理の理由等
Ⅲ 今後の国有林野の管理経営のあり方について 1 基本的考え方 (2)今後の国有林野の管理経営についての基本的な方向	・「(2)今後の国有林の管理経営についての基本的な方向」に、違法伐採に対する断固たる方針を明記し、項目として具体的な対応策を示すべき	2	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「今般、国有林野事業を全て一般会計により行うこととなることを踏まえ、国有財産を管理する機関として、公平公正な業務運営を徹底することはもとより、企業体としての内向きとなりがちな姿勢を転換し、国民全体の利益の視点から今後の業務のあり方を見直していく必要がある。」
2 公益重視の管理経営のより一層の推進 (1)地域関係者や民有林との連携を一層深めた管理経営等の推進 ③地域と一体となった鳥獣被害対策の推進	・国有林におけるシカ対策を民有林・国有林の垣根を越えて取り組むこと	1	2(1)③に記載のとおり、「民有林はもとより周囲の農地被害防止対策と密接に連携して鳥獣被害対策を推進すべき」としております。
2 公益重視の管理経営のより一層の推進 (2)安全・安心な国土基盤づくり	・国民の安全・安心のため一層効果的な治山対策を実施すること	1	2(2)に記載のとおり、安全・安心な国土づくりの観点から、都道府県と連携した効果的な治山対策の展開等について検討すべきとしています。
	・災害に強く温暖化対策に資する森林を造成・育成していくべき	1	2(2)に記載のとおり、「国有林は災害に強い森林づくりや荒廃山地の復旧を自ら実施する」としております。
2 公益重視の管理経営のより一層の推進 (3)国有林の資源管理の高度化	・日本の広葉樹林については、人工林のようなデータが存在せず、多様な樹種がありながら成長指数は1つしかないなど、適正な管理の為のバックデータが整っていない。また、広葉樹施業法も確立しておらず、今後こうしたデータや施業が確立することが望ましい	2	趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「溪畔周辺の整備・保全、再生・復元による人工林地域への天然林の配置等に配慮するとともに、様々な広葉樹から構成される天然林等の資源把握や管理手法の高度化を図り、モザイク的な林分配置や森林の連続性等を定量的に表す手法の開発を進め」

<p>3 森林・林業の再生への貢献 (1)低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及</p>	<p>・低コスト作業システム森林施業を拡大すること</p>	<p>1</p>	<p>3(1)に記載のとおり、「地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コスト作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に貢献すべき」としています。</p>
<p>3 森林・林業の再生への貢献 (2)林業事業体の育成</p>	<p>・各都道府県における林業事業体の登録・評価の仕組みの導入を踏まえ、国有林においても優良な事業体が正当に評価される登録・評価制度を導入すること</p>	<p>3</p>	<p>3(2)①に記載のとおり、各都道府県における仕組みの国有林における活用のあり方を検討することとしています。</p>
<p>3 森林・林業の再生への貢献 (4)施業集約化等への貢献 ②森林・林業技術者の育成</p>	<p>・建設業との協働を含め、地域振興・地域経済の活性化・雇用の拡大に向けて、国有林野事業を安定的に発注すると共に、事業の発注に当たっては、地元事業体が育成整備されるように配慮すること</p>	<p>1</p>	<p>3(2)に記載のとおり、国内最大の事業発注者として、林業事業体を育成する取組を進め、このことを通じて地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与することとしています。</p>
<p>4 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献 (2)震災復旧・復興への貢献</p>	<p>・フォレスター等の育成には長期間を要するため、今日まで技術を蓄積し、技術者育成を図ってきた国有林が、フィールドを活用し当面先導的役割を担うことが必要</p>	<p>1</p>	<p>3(4)②に記載のとおり、当面は一定の研修等を受けた職員(准フォレスター)により市町村森林整備計画の策定の支援業務を行うこととし、それ以降は森林官をフォレスター等として系統的に育成していくこととしています。</p>
<p>4 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献 (2)震災復旧・復興への貢献</p>	<p>・人材の育成について国有林が先導的な役割を果たすため、技術センターを民有林との連携を一層密にしながら、森林施業や林業技術習得の拠点としての機能強化に努めること</p>	<p>3</p>	<p>技術センター等の組織のあり方については、「5今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方」において記載しているとおり、現在の組織や人材育成のあり方を見直すべきとしているところです。</p>
<p>4 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献 (2)震災復旧・復興への貢献</p>	<p>・フォレスター制度については、多様な国有林野事業の現場経験に裏打ちされた林業経営全般に渡る知識・能力を有する技術者の育成を図ることを基本とし、大学等高等教育機関における技術者教育の修了者等が意欲の持てる制度とすること</p>	<p>3</p>	<p>3(4)②に記載のとおり、「森林・林業再生プラン」においては、人材の育成を軸として、フォレスター等の資格を定め、役割に応じた技術者の育成を系統立てて行うこととしています。国有林においては、人材育成の場としてのフィールドの提供を積極的に進めていくこととしています。</p>
<p>4 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献 (2)震災復旧・復興への貢献</p>	<p>・「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染土壌等の一時保管については周辺環境等に影響しないように適切に処置すること」を文章に盛り込むこと</p>	<p>3</p>	<p>地方公共団体から汚染土壌等の仮置場として国有林野の活用についての要請があった場合には、実施主体が国の定めた基準に基づき遮へい等の措置を確実に行うことなどを条件に協力する考えです。</p>
<p>4 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献 (2)震災復旧・復興への貢献</p>	<p>・路網整備の前倒し実施の記載に関連して、「山のみち地域づくり交付金事業」を復活推進しないこと</p>	<p>1</p>	<p>「山のみち地域づくり交付金事業」は道府県が実施主体であり国有林野事業ではありません。</p>

5 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方	・現場の森林を管理する森林官等の確保と併せ、森林官等の補助的な役割を果たす人材の育成・配置に努めること	1	5に記載のとおり、効率的で質の高い管理経営を確保するためには、地域の森林・林業に精通した者を効果的に活用していくことも検討すべきとしています。
	・事業と組織体制については、森林の持つ公益的機能が発揮でき、安定的な事業を実施する組織として、国が一体的に責任を持つことが必要	1	5に記載のとおり、「森林管理局・署は、平成10年の抜本的改革により、公益的機能の発揮の源泉たる流域を単位として、直接国有林野を管理経営する現場主体の行政組織となっており、一般会計化後の組織については、現在の組織体制を基本とすることが適当であるとされています。また、必要な職員の確保を図りつつ①局と署、署間の機能分担や業務の見直しにより内部管理業務等の効率化を図り、その分を現場管理や地域に密着した行政の推進に振り向けること②生育に超長期を要する森林の管理を地域からの信頼を得て行うため、地域の森林・林業に関する専門的な知識を有する者をフォレストラー等として系統的に育成・配置し、この際、長期に駐在させることについても検討すべきであること③国民のための一般会計組織として、木材供給だけではなく生態系サービスの供給力の向上を図ること等を基本に、現在の組織や人材育成のあり方を見直すべきである」としています。
	・現行の局署体制を基本としつつ、地域の森林・林業への積極的な支援等国有林に求められる新たな業務を適切に実施するためにも十分な組織体制とすること	1	
	・技術士等の公的な資格習得を目ざした高度かつ専門的な技術者を体系的に育成すること	1	

<p>IV 今後の国有林野事業の経理区分のあり方について</p> <p>1 事業・組織の一般会計化</p>	<p>・国有林が民有林の先導的役割を果たすための連携の必要性、事業、組織、要員等すべて一体的に一般会計化すること</p>	<p>1</p>	<p>1に記載のとおり、「企業性を基とする企業特別会計ではなく、一般会計において一体的に実施することが適当である。また、立木等の資産や組織・職員についても、すべて一体的に一般会計に帰属させるべきである」としています。</p>
<p>2 債務返済に係る経理のあり方</p>	<p>・今後の債務返済にあたっては、利子補給制度を維持した上で、新たな国民負担の増とならないよう着実に返済すること</p>	<p>1</p>	<p>2に記載のとおり、「債務返済に係る経理区分の制度設計に当たっては、木材価格や借入金利等の動向など不確定な変動要因が様々に存在することを踏まえ、短期的な資金繰りも含め、債務返済の安定性が十分に確保されるよう、現行の利子補給制度の存置も含め、慎重に検討する必要がある」としています。</p>
<p>全般・その他</p>	<p>・地球温暖化対策税の用途を拡充するなどにより、森林・林業再生プランの推進、森林整備の推進に必要な予算の確保を図ること</p>	<p>3</p>	<p>当答申は、国有林野の管理経営に関する基本的な方向性を記述するものであり、施策の具体化とその推進に必要な予算の確保等については、今後検討して参ります。</p>
	<p>・国有林の技術や人材、フィールドを活用し、地域の要望や実情にあわせて、森林・林業・木材産業の振興に寄与するための先導的な役割を果たすこと</p>	<p>1</p>	<p>当答申では、国有林野の管理経営に求められる役割を踏まえ、国有林の技術や人材、フィールドを活用し、民有林や地域の関係者との連携を深め、森林・林業・木材産業の振興に寄与すべきとしています。</p>
	<p>・地域に近い存在として県など地方自治体や各種団体との調整や技術指導をしており、また林業関係団体への安全や技術面での指導の面で重要な役割を行っている出先機関について、一般会計への移行後も存続し、森林・林業再生をすすめる国有林の要の一つとして移行後も機能させること</p>	<p>3</p>	<p>出先機関等の組織のあり方については、「5 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方」において記載しているとおおり、現在の組織・人材のあり方を見直すべきとしているところです。</p>